

情報公開第00679号
平成19年 3月28日

吉澤文寿 他432名(代理人：山本直好)様

外務大臣 麻生 太郎



決定書の謄本送付について

平成18年10月 2日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

付属添付

決 定 書

東京都中野区上鷺宮 1-7-10 オークタウンハイツ 301
異議申立人 吉澤文寿 他 432名(代理人：山本直好)

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等(平成 18 年 8 月 17 日付け情報公開第 02299 号。以下「原決定」という。)に対して、上記異議申立人が平成 18 年 10 月 2 日付けで提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

原決定を取り消し、原決定において不開示とした部分の全部を開示する。

異議申立ての要旨

異議申立てに係る処分記載の処分を取り消すとの決定を求めるものである。

決定の理由

原決定について再度検討した結果、以下の結論に至ったものである。

原決定において不開示とした部分については、これを公にしたとしても、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められるとまでは言えず、法 5 条 3 号の不開示情報には該当せず、開示しても差し支えないと判断するに至った。

よって、主文のとおり決定する。

平成 19 年 3 月 28 日

外 務 大 臣

麻 生 太 郎





本書は、決定書の謄本である。

平成19年 3月28日

外務省大臣官房総務課長

